

美 瑛 町 交 通 安 全 計 画

平成 2 8 年 度 ～ 平 成 3 2 年 度 (第 1 0 次)

美 瑛 町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月に、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「法」という）が制定されて以降、美瑛町では昭和46年度から5年ごと（9次）にわたる交通安全計画を作成し、国や道及び各関係機関・団体が連携した様々な交通安全対策や町内啓発運動を積極的に展開し、交通安全対策を推進してきました。

しかしながら外国人観光客を含む美瑛町を訪れる観光客が激増し、それに伴って町内の車両も増加したことで、町民以外による交通事故も増加してきていることから、これまで以上に交通事故防止対策は、関係機関や団体だけではなく、町民一人ひとりが連携し、また美瑛町を訪れる人々への啓発を十分に行うことで、交通安全意識の高揚と行動の実践を、全力を挙げて取り組まなければならない喫緊かつ重要な課題となっています。

このようなことから、人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会を目指して交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策を定め、これに基づく施策などを積極的に推進する必要があります。

このような観点から、法第26条の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

本計画に基づき、関係機関・団体などの連携及び町民の理解と積極的な協力を得ながら交通安全運動を推進し、総合的かつ多面的な視野に立った施策を進め、安全で安心な社会の実現を目指すものです。

目 次

計画の構想	1
第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向	2
1 道路交通事故のすう勢	2
2 道路交通安全対策の今後の方向	3
第2節 講じようとする施策	3
1 交通安全思想の普及徹底	3
(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進	
(2) 交通安全運動と推進体制の充実・強化	
(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進など	
2 道路交通環境の整備	8
(1) 道路の整備による交通安全対策の推進	
(2) 交通安全施設等整備事業の推進	
(3) その他の道路交通環境の整備	
3 救助・救急体制の整備	9
4 損害賠償の適正化など	9
(1) 交通事故相談所の活用	
(2) 交通災害世帯等の救済	
5 冬期の交通安全の確保	10
資 料	
交通安全条例	
美瑛町交通事故発生状況	

計画の構想

本町における交通安全のための施策を講ずるに当たっては、美瑛町交通安全条例（平成13年美瑛町条例第1号）を基本に、官民一体となって交通事故撲滅のため、社会の実情に応じた施策を講じていく必要がある。

このような点から、交通安全意識の高揚、交通環境の整備改善に重点を置き、本計画を作成するものとする。

交通安全意識は町民各層にわたる高揚を図り、関係団体・住民組織の協力を求め、効果的な指導を推進するものとし、特に交通弱者と言われる幼児・高齢者等に対する交通安全教育を徹底し定着を図る必要がある。交通環境に係る安全対策としては、交通安全施設の整備、効果的な交通規制について各関係機関の協力を得ながら推進していく。

これらの点を中心に町、民間組織、町民が一体となって施策を推進し、交通事故防止に実効のある施策を推進するものとする。

第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故のすう勢

本町は、北海道のほぼ中央、旭川市と富良野市を結ぶJR富良野線の中に位置し、大雪山国立公園十勝岳連峰の山麓に広がる波状丘陵地帯で、農業を基幹産業として発展する中、丘の上に広がる農村景観を求めて、毎年多くの観光客が訪れている。

国勢調査による平成27年の人口は10,297人と、平成22年の国勢調査に比べて659人減少している。

道路は、美瑛市街地の西側を南北に国道237号線が走り、市街地を中心に複数の道道、町道が放射状に走っている。道路の延長は、国道が23.8km（2路線）、道道109.1km（10路線）、町道653.8km（501路線）である。

本町は平成元年頃から観光客が増加し、平成26年度には国の内外から約180万人もの人々が美瑛町を訪れ、レンタカーなどを運転する観光客も増加している。そのような中、平成27年の交通事故発生件数は398件で、うち人身事故件数は6件、死者数は0人、物損事故件数は392件であり、前年に比べ人身事故件数は減少する中、物損事故件数は増加の一途をたどっている。

近年の交通事故発生状況をみると、中高年から高齢者による事故が増加傾向にあり、夏期は郊外、冬期は市街地に多いという特性を示し、夏期においては当事者の多くが町外居住者による観光地型を示し、冬期は町内居住者による事故が多いという特徴を持っている。特に近年、外国人観光客が関わる交通事故の発生件数が増え、平成25年8月には外国人ドライバーが絡む交通死亡事故が発生していることから、英語表記での交通標識を町独自で設置する対策も実施している。しかし、歩行者や自転車利用者など交通弱者の関わる事故の発生は少なく、その要因として、幹線道路や通学路の歩道整備がなされていることや、冬期間の歩道の除雪が整備され車道を歩く歩行者の

減少が功を奏しているものといえる。

今後は、道路環境の整備が進み、自動車保有台数の増加や生活、経済活動の24時間化、国際化に伴う道路交通量の変化や車両及び運転者層の多様化などが進むことで、道路交通環境を取り巻く状況が全般的に悪化するものと考えられる。

2 道路交通安全対策の今後の方向

ますます厳しくなると見込まれる交通事故状況に適切に対処するためには、交通安全条例を基に経済社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に十分対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要がある。

この観点から、交通安全意識の高揚を図り、安全かつ快適な道路交通環境の確立、救急・救助体制の整備等を推進することとする。

第2節 講じようとする施策

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

車社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通安全マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成することを基本方針とする。このため幼児から高齢者に至るまで様々な機会を捉え、家庭や学校、職場、地域などの有機的な連携を図り、交通安全教育を強力に推進する。

① 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、幼稚園や保育所における教育、または保育の一環として身近な生活における交通安全のルールを理解させ、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身に付けさせることを目標とする。また、幼児の発達段階や地域の実情に応じ、幼児の特性を十分配慮し、幼稚園や保育所、家庭、地域などの連携を図りながら、日常のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に推進す

る。これらの指導を効果的に実施するため、映画などの視聴覚教材を利用して分かりやすい指導に努める。

さらに、家庭においては、保護者が常に幼児の手本となるよう、その意識を高め、交通安全についての適切な指導や話し合いなどが行われるよう、教本などの資料提供や広報啓発活動を推進する。

② 児童生徒などに対する交通安全教育

小学校及び中学校の児童生徒に対する交通安全教育は、学校教育の中に明確に位置づけ、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて、常に安全に行動できる実践的な態度や能力を養い、積極的に交通安全に貢献できる人間を育成することを目標に、教育活動全体を通じて計画的かつ継続的に行う。

ア 小学校における交通安全教育

小学校においては、交通安全のために必要な技能と知識を理解させるとともに、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

特に「道路の安全な歩行と横断」「自転車の安全な利用と点検・整備」「危険の予測と回避」「交通ルールの意味と必要性」等について重点的に指導する。

イ 中学校における交通安全教育

中学校においては、小学校での指導を一層発展させ、交通安全のために必要な事柄について実践的な態度や能力を養い、常に的確な判断の下に安全に行動できるよう必要な技術と知識を習得させるとともに、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

特に「歩行者としての心得」「自転車の安全な利用と点検・整備」「危険の予測と回避」「標識などの意味」などの知識の習得とそれに基づく態度や実践能力を高める。

③ 成人などに対する交通安全教育

運転者については、地域や職場における各種講習会を開催するほか、民間交通安全団体と連携して、運転者としての社会的責任の自覚、歩行者や自転車利用者の保護、シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底、二輪車のヘルメット着用の徹底、スピードダウン、危険予測・回避能力の向上、交通事故の悲惨さに対する理解、飲酒運転など死亡事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転や違法駐車防止などを中心に自発的な安全行動を促すことにより、運転者としての自覚を高める。また、身近な地域に交通安全意識の高い指導者や交通安全運動推進者の養成を図る。

職場においては、安全運転管理者などに対する各種研修会などの積極的参加を求め、企業内における交通安全運動の推進を図る。

地域においては、交通安全対策推進協会などの民間交通安全団体の活動に対して積極的な支援を行い、それらを通じて交通安全意識の高揚に努める。

④ 高齢者などに対する交通安全教育

高齢化の進展に伴い、増加する高齢者の交通事故を未然に防止するため、身体特性や行動特性に応じた安全行動の能力を高めるための教育として、関係団体と連携してすずらん大学、老人クラブなどにおける高齢者安全教室の開催、高齢者に対する生涯学習活動や福祉活動、各種の催しなどの機会を活用した交通安全教育を推進する。特に、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、夜間の事故防止に効果の高い夜光反射材の活用について重点的に推進する。また、「高齢者交通事故防止対策部会」などを通して、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者の指導を行う。

(2) 交通安全運動と推進体制の充実・強化

交通事故を防止するためには、人命尊重の立場から全ての町民に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づ

け、交通事故の無い住み良い郷土を築くため、次の事項を町民総ぐるみで推進する。

① 交通弱者保護の徹底

ア 歩行者、特に子どもと高齢者の保護と安全意識の高揚

毎月1日・15日の「町民交通安全の日」及び春、夏、秋、冬の交通安全運動を町民総ぐるみの運動とし、交通安全意識の高揚を図るとともに運転者に対しても交通弱者保護を徹底する。

イ 正しい自転車の乗り方の徹底と自転車利用者の保護

自転車が道路を通行する場合は、車両であることのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させ、自転車が歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有していることから、車両運転者としての十分な自覚・責任が求められ、そうした意識への啓発を図るとともに、損害賠償責任保険などへの加入を周知する。

なお、交通ルールを守った正しい自転車の利用について、小・中学生、高校生及び高齢者を対象に安全教育を反復して実施するとともに、車の運転者に対しても自転車利用者の保護を徹底する。

② 交通三悪の絶滅

ア 飲酒運転の絶滅

飲酒運転の危険性の周知啓発を行い、車を運転する者の自覚はもとより、家族や職場、地域、酒類提供者などにおいて飲酒運転根絶の取り組みを進め、「飲酒をしない、させない」意識の確立を図り、飲酒運転の絶滅を図る。

イ 無免許運転の絶滅

家庭、職場及び地域ぐるみで無免許運転を追放し、絶滅を図る。

ウ 無謀運転の絶滅

運転者に対する交通安全教育を通じて、無謀（わき見、過労、居眠

り、スピード超過)運転の危険度を認識させ、家庭、職場、地域ぐるみで無謀運転追放運動を展開し、絶滅を図る。

③ 走行中の携帯電話の使用及び画像の注視の危険性に関する啓発

各種講習会、交通安全運動などの機会を捉え、走行中の携帯電話の使用及び画像の注視の危険性について周知徹底を図る。

④ 交通安全に関する広報の推進

町民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるため、関係機関・団体が緊密な連携のもとに、家庭や学校、職場、地域などに対し、交通事故の実態を踏まえて、日常生活に密着した内容で広報を計画的に行う。

特に、社会の基本的単位である家庭の果たす役割の大きさから、交通弱者の保護、飲酒運転の追放などのため、広報紙や防災無線、町ホームページ、SNSなどの家庭向けのみではなく、広く町外にも目を向けた発信を積極的に取り組み、町内外の人々に対する広報の充実に努める。

また、各交通安全運動期間中には町広報車を利用し、町内を巡回して効果的な広報活動を行う。

(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進など

① 交通安全対策推進協会の強化

交通安全対策推進協会は、交通安全運動の推進母体として、この協会を構成する関係行政機関及び各種団体を通じて、広く町民の意志を反映させるとともに、町民の理解と協力のもとに、効果的な交通安全対策を推進する。

また、交通安全計画を円滑に実施するため協会の効果的な運営と役割の強化を図る。

② 交通安全指導員会の活動強化

道路交通状況が悪化する中で、子どもや高齢者などの交通弱者を交通事故から守るために、研修会などによる知識及び技術の習得や警察関係者との連携を蜜にして効果的な活動を推進する。

2 道路交通環境の整備

(1) 道路の整備による交通安全対策の推進

道路の整備については、事故発生の実況を分析・検討し、事故多発地点、通学路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、交通安全計画に基づき、安全・円滑・快適な道路交通の確保を図るため、その整備を推進する。

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

道路交通安全施設の整備については、事故多発路線、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、安全で快適な道路交通環境を確保するため総合的な計画のもとに交通安全施設などを整備する。

① 信号機の設置

交通事故の多発している交差点及び交通事故が発生する危険性の高い場所については、道路改良を含め信号機の設置を関係機関に積極的に要請する。

② 道路標識の整備

宅地開発や町道などの新設、改良などにより道路の構造及び機能、交通量が変化しつつある中で、計画的、効果的な整備を行うために、既設の標識を含めた整合性のある設置を関係機関に要請する。

③ 道路標示の整備

道路改良工事などにより既設の標示が不明瞭な箇所については、補修を強化し、横断歩道及び歩行者用路側帯標示については学校や幼稚園、保育所への通学、通園における安全性を確保するために、最重点に整備を進める。

④ 防護柵の整備

路側高の高い箇所及びカーブ半径の小さい箇所については、車両などの転落防止のため、また幅員が狭いため歩道が設置できず、歩行者用路側帯標示だけの箇所については、歩行者及び自転車利用者の安全性を確保するために、ガードレール、ガードパイプなどの防護柵の整備を進め

る。

⑤ 道路反射鏡の整備

町道、農道や住宅などの増加により見通しの悪い屈曲部、交差点については関係機関と検討し道路反射鏡の整備を進める。

(3) その他の道路交通環境の整備

① 駐車対策の推進

幹線道路や市街地における無秩序な違法駐車車両を排除し、駐停車禁止などの交通規制や違法駐車車両及び青空駐車車両の指導取締りを要請するとともに、住民の意識高揚を図り、道路交通の安全と円滑化に努める。

② 道路使用の適正化など

道路交通の妨害となる看板などの不法占用物件については指導などにより、その排除を行うとともに不法占用などの防止を図るために、啓発活動を行う。

3 救急・救助体制の整備

交通事故発生の増加に伴い、救助・救急体制の整備は最も重要である。今後は、救急隊員のより一層の資質の向上を図るとともに、医療機関その他の関係機関との連携協調体制の強化を図り、事故現場における救急・救助活動体制の整備を推進する。

4 損害賠償の適性化など

(1) 交通事故相談所の活用

交通事故による損害賠償などは、近年複雑化し専門的知識が要求されつつある中で、北海道交通事故相談所などの心配事相談所を事故当事者が積極的に活用できるように周知徹底を図る。

(2) 交通災害世帯などの救済

交通災害世帯の救済のため、関係機関が緊密な連携を保ち、被害者世帯が各種社会保障制度を有効に活用できるように周知徹底を図る。

5 冬期の交通安全の確保

冬期間における自動車交通の安全と円滑化、交通事故の解消と歩行者の安全等生活環境の改善を図るため、除排雪や堆雪スペースの確保など、冬期特性を考慮した交通環境整備を促進する。

(1) 除排雪の促進

①車道の除雪

冬期における安全かつ円滑な道路交通を確保するため、除雪体制の整備を図るとともに、積雪寒冷地の条件に適した道路構造の改善を図る。また、冬期の交通確保と併せてより良好な路面確保に努める。特に、市街地においては、排雪や交差点周辺の除雪を強化する。

②歩道の除雪

歩道の除雪は、地元住民の協力のもとに、通学通園路・生活関連道路を優先した歩道の確保に努める。

(2) 安全施設の整備

吹きだまりなどに伴う交通事故を未然に防止するため、関係機関と連携し防雪対策を推進する。また、自動車交通量の多い市街地の交差点、急坂路などは特にスリップ事故の防止のため、凍結防止剤散布などにより良好な路面状況の確保に努める。また、通行車両の安全と円滑な交通を図るため、懸垂型スノーポールなどの施設整備を推進する。

美瑛町交通安全条例 （平成13年3月7日 条例第1号）

（目的）

第1条 この条例は、交通安全の確保に関する理念と施策の基本を定めることにより、安全で快適な生活の実現を図ることを目的とする。

（町の責務）

第2条 町長は、町民の交通安全意識の高揚と自主的な交通安全活動を確保するため、啓発活動及び交通環境の整備等の総合的な交通安全対策の実施に努めなければならない。

2 町長は、交通安全に関する民間の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 町長は、前2項に規定する対策の実施にあたっては、警察署その他必要な関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図らなければならない。

（町民の責務）

第3条 町民は、日常生活を通じて自主的に交通安全の確保に努めるとともに町及び関係機関等が実施する交通安全対策等に協力する等、交通安全の確保に寄与するよう努めなければならない。

（飲酒運転の根絶）

第4条 町民は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、家庭、職場等において飲酒運転根絶のための活動を自ら実践するものとする。

2 酒類を提供する飲食店等を営む者は、飲酒をした者が車両を運転することのないよう確認する等、飲酒運転の防止に努めなければならない。

（交通安全教育の推進）

第5条 町長は、町民の交通安全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、年代層又は地域等の実情に応じた交通安全教育を推進するものとする。

（広報啓発活動等の実施）

第6条 町長は、町民に対し、交通安全に関する広報及び啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を提供するものとする。

（交通安全運動の実施計画）

第7条 町長は、交通安全運動の実施計画を策定し、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(交通環境の整備等)

第8条 町長は、良好な交通環境を確保するため、交通安全施設を整備するとともに、これに類する事業の推進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、前項の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(交通安全指導員の委嘱)

第9条 町長は、町民の交通安全の確保と知識の普及を図るため、交通安全指導員を委嘱することができる。

(団体への助成等)

第10条 町長は、地域における交通事故防止活動、その他交通安全の確保に関する活動を推進するため、関係団体に対し助成等の支援を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月2日条例第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

美瑛町交通事故発生状況（1月1日～12月31日）

年	総発生件数	人身事故	物損事故	死者数	負傷者数
平成元	341	35	306	1	49
2	349	42	307	3	70
3	400	42	358	2	59
4	413	31	382	0	46
5	457	41	416	2	39
6	413	38	375	3	38
7	429	41	388	1	43
8	468	39	429	5	49
9	494	43	451	7	63
10	451	33	418	1	35
11	473	40	433	1	60
12	469	50	419	2	76
13	435	56	379	2	109
14	434	67	367	3	109
15	378	49	329	2	71
16	461	73	388	3	106
17	384	32	352	2	52
18	412	44	368	0	71
19	387	39	348	0	56
20	365	21	344	1	36
21	351	23	328	1	26
22	401	32	369	1	51
23	352	20	332	2	20
24	380	19	361	1	35
25	377	12	365	1	21
26	406	15	391	0	26
27	398	6	392	0	9